

情 個 審 第 1 5 号
令和3年9月24日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古屋 等

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和2年4月8日付け都整諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合が提出した権利変換計画の認可申請書類一式」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第184号)

(情報公開答申第160号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った令和元年6月20日付け部分開示決定は、別表1に掲げる部分以外については妥当であるが、同表に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和元年6月5日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

「〇〇〇〇年〇月貴職に対して、〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合が提出（〇〇市長が進達）した権利変換計画の認可申請書類一式（全て）」

2 実施機関の決定及び通知

令和元年6月20日、実施機関は、本件開示請求に対し、別表2の「行政文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け〇指令第〇号（以下「本件通知」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年9月19日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 条例第7条第2号及び第3号は、条例第1条の目的及び条例第3条の開示請求者の権利によって制限されるものであり、不開示の理由は失当である。

イ ○○○○○○○○の再開発事業は、多額の税金を投入するものであり、その情報について、行政機関は開示を原則とすべきである。

ウ 権利変換計画については、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第83条の規定により、○○○○年（○○○○年）○月○日から同年○月○日までの間、黒塗りなしに市民に対して縦覧させた文書であり、黒塗りなしに開示すべきである。

(2) 反論書における主張について

ア 県の行政文書の開示については、条例によって実施・運用がなされている。

条例の目的については、条例第1条において、地方自治の理念にのっとり、県の保有情報の一層の公開、県民の知る権利についての理解、県の諸活動を県民に説明する責務の全う及び公正で民主的な行政の推進に資することである旨規定されている。

また、条例第7条において、実施機関である知事は、同条第1号ないし第6号に規定される情報を除いて、開示請求者に対して、開示請求のあった行政文書を開示しなければならない旨規定されている。

イ 実施機関の行政文書の開示責務に関して、弁明書における条例第7条第2号の不開示情報の適用に関する記載の内容に大きな疑義がある。

同号では、不開示情報として、「特定の個人を識別することができるもの」及び「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が規定されている。

しかし、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、不開示情報から除くとされている。

また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」についても、不開示情報から除くとされている。

ウ 不動産情報については、不動産登記法（平成16年法律第123号）において、「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示する」ための登記に関する制度が定められ、国民の権利の保全を図ることが目的とされている。

したがって、不動産に関する情報を不開示とすることは失当であり、権利変換計画書の（一）ないし（三）のうち、不動産登記簿に掲載されている項目を不開示とする理由はなく、開示すべきである。

エ 弁明書では、「権利変換希望等申出情報」について、公にすることにより個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、不開示とすべきとしている。

しかし、権利変換計画書は、不開示部分なしに〇〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日から同年〇月〇日まで市民に縦覧されていることから権利変換の希望の有無は公知の事実となっていること、また、〇〇市議会議員の全員が出席する〇〇市議会特別委員会（以下「市特別委員会」という。）等において論議されており〇〇市議会（以下「市議会」という。）及び市特別委員会の議事録は公開されていること等から、不開示にする理由はない。

オ そもそも、権利変換計画は、法による手続ではあるが、一瞬にして従前の所有権が他に変換され、又は金銭給付により失われるという、違憲の疑いのある行為である。

〇〇〇〇〇〇〇〇においては、施設建築物の〇階店舗部分に権利変換者〇名（〇〇〇〇〇〇）がおり、うち〇名は、権利変換を希望していないにもかかわらず、金銭給付の申出をしないことを理由に、一方的に権利変換させられた。その一方で、〇〇〇は、権利変換とともに多額の金銭給付を受けているという著しい不公平が生じている。

カ さらに、施設建築物の床の取得申出者〇名（〇〇〇〇〇〇）については、上記エのとおり公知の事実となっており、この扱いをめぐっては、市特別委員会において、〇〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇から〇にわたって論議され、新聞等でも報道されている。

したがって、その他の権利者（地権者、借家権者、借地権者）は、金銭給付、すなわち補償金交付によって、転出を余儀なくされている。

キ 〇〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇月、〇〇市長が市議会で表明した事業費は、増額を含めて総額〇〇〇億円となる。

この〇〇〇億円は、全て国民・市民の税金を投入したものであり、その内容は、公にすることが必要な情報である。補償金については、総額が〇〇億円から〇〇億円に急増したことが市特別委員会において〇〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇月以降大きな問題になり、紛糾した。

条例第9条では、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対して、当該行政文書を開示することができる。」とされている。

ク 〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合（以下「本件組合」という。）の総会議事録について、組合員総数、出席者数、欠席者数等を不開示としているが、総会成立に関する要件であり、開示すべきである。

ケ 施設建築物の配置図についても、不開示としている〇階店舗等の面積、公益施設、権利床、保留床等は、不開示とする理由はなく、開示すべきである。

コ 以上のとおり、弁明書に正当性はなく、直ちに開示すべきである。

なお、本件組合から実施機関に提出された（〇〇市長による進達）権利変換計画認可申請書は、一部を除いてA4版となっており、極めて微細で検討に適していない。実施機関は、内容を真摯に検討するのであれば、〇〇市民に縦覧させたA3版にして提出させるべきであったことを付言する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例の行政文書開示請求権について

審査請求人は、「茨城県情報公開条例第7条第2号及び第3号は、同条例の目的（第1条）、開示請求者の権利（第3条）によって制限されるものであり、不開示理由は失当である。」と主張していることから、以下、条例に基づく開示請求権について述べる。

- (1) 条例は、第1条において、「この条例は、地方自治の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利の付与等につき定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」ことを明らかにしている。第3条第1項においては、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」とし、また、同条第2項において、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることがないように配慮するものとする。」として、条例の解釈及び運用に当たっての実施機関の責務を定めている。

他方、条例は、第7条各号において、開示しない情報の範囲を定めている。

- (2) したがって、本件開示請求について具体的な不開示情報該当性の判断を行うに当たっては、条例の制定された趣旨・目的を踏まえながら、条例の条文に従って解釈する必要があるというべきである。

条例は、第3条において、行政文書は原則開示としながらも、個人に関する情報に関して最大限の配慮を求めており、また、第7条各号において、開示しない情報を列記しているのであるから、それらの不開示情報に該当するか否かの判断は、個人に関する情報に最大限の配慮を払いつつ、条例の趣旨に即して解釈されなければならない。

2 不開示情報該当性について

条例第7条本文は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、

開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定しているところ、本件処分における不開示の部分は、同条第2号及び第3号を理由としていることから、以下、不開示情報の該当性について述べる。

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件処分において、条例第7条第2号を理由に不開示とした部分は、別表2の上段部分（以下「不開示情報1」という。）である。

ア 条例第7条第2号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが不開示情報として規定されている。その上で、同号ただし書の情報については、開示することとされている。

イ 不開示情報1のうち、「個人の氏名、住所、宅地の所在及び地番、地目、地積、借地権の目的となっている宅地の所在及び地番、面積、建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積及び備考、担保権等の登記に係る権利の種類、内容及び権利を有する者の氏名、住所、その他の権利の種類、内容、意見書の提出者氏名、個人の自筆部分及び印影」（以下「特定個人識別情報」という。）は、条例第7条第2号本文前段に該当する。

また、〇〇〇〇〇〇〇〇第一種市街地再開発事業の施行区域（以下「施行区域」という。）が都市計画で定められていることから、特定個人識別情報の中には、施行区域内の土地又は建物の全部事項証明書を取得することによって現在知り得る状態におかれている情報も含まれており、当該情報は、同号ただし書アの法令の規定により又は慣行として公にされている情報に該当する。

しかし、本件行政文書は、法の規定により権利変換を希望しない旨等についての権利者個人からの申出を踏まえて、権利変換期日における権利の状況等に応じて権利者個人を分類して作成されている。

したがって、特定個人識別情報を開示することは、特定の個人が権利変換を希望しない旨等、いかなる申出を行ったのかという個人に関する情報（以下「権利変換希望等申出情報」という。）を開示することとなるから、権利変換希望等申出情報は、同号本文前段に該当し、また、同号ただし書アからウまでに該当する事情も認められないことから、特定個人識別情報は、不開示とすべき情報である。

また、不開示情報1のうち、特定個人識別情報以外の部分は、施行区域内の権利者個人の財産等に関する情報であって、公にすることにより、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報であることから、同号本文

後段に該当し、また、同号ただし書アからウまでに該当する事情も認められないため、不開示とすべき情報である。

(2) 条例第7条第3号該当性について

本件処分において、条例第7条第3号を理由に不開示とした部分は、別表2の下段部分（以下「不開示情報2」という。）である。

ア 条例第7条第3号は、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号ア及びイに掲げるものを不開示情報として規定しており、同号アにおいては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 不開示情報2のうち、「法人の名称、住所、宅地の所在及び地番、地目、地積、借地権の目的となっている宅地の所在及び地番、面積、建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積及び備考、宅地・借地権・建築物の各価額及び計、担保権等の登記に係る権利の種類、内容及び権利を有する者の名称、住所、施設建築物の一部における専用部分の棟、階、番号、床面積、用途及び明細並びに共用部分の共有持分の店舗等共用、全体共用、施設建築敷地の共有持分、建築施設の部分の価額の概算額、担保権等の登記に係る権利についての必要な定め、借家権の目的となっている建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積、その他の権利の種類、内容、宅地・建築物・借地権・借家権及びその他の権利の各価額及び計」（以下「権利者法人情報」という。）は、施行区域内の権利者である法人に関する情報であって、法人からの申出を踏まえた権利の状況、法人の財産等に関する情報である。

また、不開示情報2のうち、権利者法人情報以外の情報は、事業施行者であり法人格を有する本件組合に関する情報（以下「事業施行者法人情報」という。）であって、当該再開発事業で整備される建築施設、建築敷地の価額の概算額、事業に対して提出された意見書に対する採否及び総会の運営状況等の本件組合の内部事項に関する情報である。

権利者法人情報及び事業施行者法人情報を公にすることは、法人の自由な事業活動が阻害され、事業活動上の不利益を被るなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、同号アに該当することから、不開示とすべき情報である。

(3) 法第83条で規定する権利変換計画の縦覧との関係について

審査請求人は「権利変換計画については、都市再開発法第83条によって、〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日の間、「黒ぬり」（情報不開示）なしに、

市民に対して縦覧させた文書であり、「黒ぬり」なしに開示すべきである。」と主張している。

確かに、権利変換計画書は、法の規定に従って公衆の縦覧に供され、一旦は公開されたものであるが、それは、権利変換計画の利害関係人に異議申出の機会を与え、その権利を保護するという観点から法が要請しているものであって、その限度で個人情報保護の要請が後退させられているものと考えられる。

また、本件開示請求の時点においては、縦覧期間が経過し、何人でも閲覧できるというのではなく、その情報を容易に入手し得るということとはできない上、その縦覧手続における縦覧の方法、期間等を考慮すれば、当該計画書に記載された情報は、縦覧によって広く一般の人々に知られているともいえない。

したがって、当該権利変換計画書は、一旦公開されたものであるから、縦覧期間経過後は条例の適用により公開されるべきといった性質のものではなく、一旦公開されたことをもって、不開示情報1が条例第7条第2号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ということはできず、また、不開示情報2は、同条第3号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、不開示とすべき情報である。

3 条例第9条該当性について

審査請求人は「〇〇〇〇〇〇〇〇の再開発事業は、多額の税金を投入するものであり、その情報について行政機関は、開示を原則とすべきである。」と主張しているが、条例第9条に定める公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである。今回、本件処分において不開示とした部分を開示することが、公益上特に必要があるとは認められない。

4 結論

以上により、本件処分には違法不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、〇〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇月、本件組合

が実施機関に対して提出（〇〇市長が進達）した権利変換計画の認可申請書類一式であると認められる。

2 本件処分の開示・不開示の判断の妥当性について

以下、不開示部分について、不開示とした条例の根拠条文及び情報の性質ごとに分類して検討することとする。

なお、本件行政文書の該当箇所については、別表3の文書番号に従って記載することとする。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 個人の氏名及び住所、借家権を与えられることとなる者の氏名及び住所、宅地の所在、地番及び地目、借地権の目的となっている宅地の所在、地番及び面積、建築物の所在及び家屋番号、備考、担保権等の登記に係る権利の種類、内容及び権利を有する者の氏名及び住所並びに施設建築敷地の共有持分（別表3の文書2の目次、2ページ及び3ページ、5ページないし12ページ、文書8の3枚目ないし11枚目）

(ア) 当該情報は、金銭給付等を希望しなかったために施設建築物の一部が与えられる権利者（以下「権利変換対象者」という。）の財産及び権利に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

なお、実施機関は、弁明書において、「借家権を与えられることとなる者の氏名及び住所」を特定個人識別情報に含めていないが、当該情報を公にすると、当該個人の借家権が明らかになることから、「借家権を与えられることとなる者の氏名及び住所」は、特定個人識別情報にも該当することが認められるので、下記(2)オのほか、ここでも判断することとする。

また、実施機関は、弁明書において、「施設建築敷地の共有持分」を特定個人識別情報に含めていないが、「施設建築敷地の共有持分」のうち別表3の文書2の記載については、下記(ウ)記載の登記簿上の記載と一致することから、当該記載により又は他の情報と照合することにより個人が特定されるおそれがある情報であると認められるので、ここで判断することとする。

一方、実施機関は、弁明書において、「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」を特定個人識別情報に含めているが、本件行政文書における「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」に係る記載は登記簿の記載の内容と一致しないことから、当該情報により個人が特定されるおそれは認められず、当該情報は特定個人識別情報

には該当しないので、ここではなく、下記エ及びオにおいて判断することとする。

- (イ) 条例第7条第2号ただし書アにおいては、特定の個人を識別することができる情報であっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるときは、当該情報を開示しなければならないとされているところ、審査請求人は、当該情報が、不動産登記によって公示されていること、不開示部分なしに一定期間縦覧されていたこと、市特別委員会等において論議され、議事録が公開されており、新聞等でも報道されていることから、不開示とする理由はないと主張している。

これに対し、実施機関は、当該情報の中には、施行区域内の土地又は建物の全部事項証明書を取得することによって知り得る状態におかれている情報も含まれているが、本件行政文書は、権利変換を希望しない旨等についての権利者個人からの申出を踏まえて、権利者個人を区分して作成されていることから、当該情報は同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでには該当せず、不開示とすべき情報である旨主張している。

- (ウ) まず、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っており、当該登記簿には、権利変換対象者の氏名等が記載されていることが認められる一方、本件処分時点において当該登記が行われていた事実は認められない。

しかし、本件処分時点において当該登記が行われることが予定されていたこと及びその後当該登記簿に記載されるに至った権利者が権利変換対象者であることは明らかであることから、当該登記簿の記載により確認できる権利変換対象者の氏名、住所及び施設建築敷地の共有持分の情報並びに権利変換対象者が権利変換期日まで有していた土地及び建物に係る情報のうち登記簿の記載により確認できる宅地の所在、地番及び地目、建築物の所在及び家屋番号並びに担保権等の登記に係る権利の種類、内容並びに権利を有する者の氏名及び住所の情報（別表1の「開示すべき部分」に掲げる情報）は、同号ただし書アに該当すると認められる。

- (エ) また、審査請求人は、本件行政文書について、法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であるから、開示すべきである旨主張している。

本件行政文書は、法の規定に従って〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで縦覧に供されているところ、法が定める縦覧の趣旨は、権利変換計画の利害関係人に異議申出の機会を与え、その権利を保護するという趣

旨であると解される。

しかし、本件開示請求の時点においては、縦覧期間が経過し、何人でも本件行政文書を閲覧できるという状態にはないことから、そこに記載された情報を容易に入手し得るということとはできない上、縦覧手続における縦覧の方法、期間等からは、本件行政文書に記載された情報が縦覧によって広く一般の人々に知られるに至っているとまではいえない。

(オ) さらに、審査請求人は、本件行政文書について、市議会及び市特別委員会において論議されており、市議会及び市特別委員会の議事録は公開されているから、不開示にする理由はないと主張している。

しかし、市議会及び市特別委員会の議事録及び資料を確認したところ、本件行政文書に係る情報として、地権者、権利変換対象者、権利変換対象者のうち〇〇〇〇に権利床を取得する権利者及び権利変換対象者のうち商業床を取得する権利者の各人数並びに〇〇〇〇に権利床を取得する権利者が有する床価額の見込み額並びに金銭給付等を希望した等の理由により施設建築物の一部等が与えられない権利者（以下「転出者」という。）の土地代についての議論の経過が記録されているものの、権利者が特定されないようになっており、本件処分において不開示とされた情報が明らかになっているとは認められない。

また、審査請求人は、本件行政文書に記載された情報については、新聞等で報道されており、公知の事実となっていると主張しているが、当該情報が新聞等で報道された事実は確認できなかった。

(カ) よって、当該情報のうち、上記（ウ）で開示すべきとした情報以外の情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

なお、同号ただし書イ及びウにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、同号の不開示情報から除く旨規定されているが、当該情報について同号ただし書イ及びウに該当すると認めるに足りる事情は認められない。

イ 個人の氏名及び住所（文書7の19枚目及び20枚目の自筆による部分を除く。）、宅地の所在、地番及び地目、建築物の所在及び家屋番号、借地権の目的となっている宅地の所在、地番及び面積並びにその他の権利の種類及び内容（別表3の文書3の目次、2ページないし7ページ、9ページないし15ページ、17ページ及び18ページ、21ページないし36ページ、40ページ及び41ページ、文書4の目次、1ページないし4ペ

ージ、文書7の19枚目及び20枚目)

(ア) 当該情報は、金銭給付等を希望した等の理由により施設建築物の一部等が与えられない権利者（以下「転出者」という。）の財産及び権利に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

なお、実施機関は、弁明書において、「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」を特定個人識別情報に含めているが、上記アで述べたとおり、本件行政文書における「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」に係る記載は登記簿の記載の内容と一致しないことから、当該情報により個人が特定されるおそれは認められず、当該情報は特定個人識別情報には該当しないので、ここではなく、下記エ及びオにおいて判断することとする。

(イ) 同号ただし書アにおいては、条例第7条第2号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるときは、当該情報を開示しなければならないとされているところ、審査請求人は、上記ア（イ）記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、転出者に係る情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記ア（エ）及び（オ）において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

なお、同号ただし書イ及びウにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、同号の不開示情報から除く旨規定されているが、当該情報について同号ただし書イ及びウに該当すると認めるに足りる事情は認められない。

ウ 意見書の提出者の氏名及び権利の種類、審査委員、議事録署名人及び権利変換計画書の修正に係る同意書に同意をした権利者による自筆の部分（自筆による個人の氏名及び住所）並びに個人の印影及び氏名（別表3の文書7の3枚目、5枚目ないし9枚目、11枚目ないし17枚目、19枚目及び20枚目）

(ア) 当該情報は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 同号ただし書アにおいては、条例第7条第2号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるときは、当該情報を開示しなければならないとされているところ、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により、〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記ア（エ）及び（オ）において述べたところと同様に判断する。

(ウ) よって、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

なお、同号ただし書イ及びウにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、同号の不開示情報から除く旨規定されているが、当該情報について同号ただし書イ及びウに該当すると認めるに足りる事情は認められない。

エ 宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積、宅地、借地権及び建築物の各価額並びに計、施設建築物の一部における専用部分の棟、階、番号、床面積、用途及び明細並びに共用部分の共有持分の店舗等共用及び全体共用、担保権等の登記に係る権利についての必要な定め並びに施設建築敷地の共有持分（別表3の文書2の2ページ及び3ページ、5ページないし12ページ、文書5、文書8の3枚目ないし11枚目）

(ア) 当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、権利変換対象者の財産等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の財産及びその処分並びに権利の内容が明らかになるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第2号本文

に該当すると認められる。

なお、実施機関は、弁明書において、「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」を特定個人識別情報に含めているが、上記アで述べたとおり、本件行政文書における「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」に係る記載は登記簿の記載の内容と一致しないことから、当該情報により個人が特定されるおそれは認められず、当該情報は特定個人識別情報には該当しないので、下記オのほか、ここでも判断することとする。

一方、実施機関は、弁明書において、「施設建築敷地の共有持分」を特定個人識別情報に含めていないが、上記ア（ア）で述べたとおり、「施設建築敷地の共有持分」のうち別表3の文書2の記載については、上記ア（ウ）記載の登記簿上の記載と一致することから、当該記載により又は他の情報と照合することにより個人が特定されるおそれがある情報であると認められ、特定個人識別情報に該当するので、ここではなく、上記アにおいて判断している。

(イ) 同号ただし書アにおいては、条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるときは、当該情報を開示しなければならないとされているところ、審査請求人は、上記ア（イ）記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、当該情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記ア（エ）及び（オ）において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

なお、同号ただし書イ及びウにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、同号の不開示情報から除く旨規定されてい

るが、当該情報が、同号ただし書イ及びウに該当すると認めるに足りる事情は認められない。

オ 宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積、借家権の目的となっている建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要及び延べ面積並びに宅地、建築物、借地権、借家権及びその他の権利の各価額並びに計（別表3の文書3の2ページないし7ページ、9ページないし15ページ、17ページ及び18ページ、21ページないし36ページ、40ページ及び41ページ、文書4の1ページないし4ページ、文書7の19枚目及び20枚目）

(ア) 当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、転出者の財産等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の財産及びその処分並びに権利の内容が明らかとなるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

なお、実施機関は、弁明書において、「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」を特定個人識別情報に含めているが、上記イで述べたとおり、本件行政文書における「宅地の地積、建築物の用途、構造の概要及び延べ面積」に係る記載は登記簿の記載の内容と一致しないことから、当該情報により個人が特定されるおそれは認められず、当該情報は特定個人識別情報には該当しないので、上記エのほか、ここでも判断することとする。

(イ) 同号ただし書アにおいては、条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるときは、当該情報を開示しなければならないとされているところ、審査請求人は、上記ア（イ）記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、転出者に係る情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記ア（エ）及び（オ）において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

なお、同号ただし書イ及びウにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、同号の不開示情報から除く旨規定されているが、当該情報が、同号ただし書イ及びウに該当すると認めるに足りる事情は認められない。

カ 意見書提出日及び意見書の概要（文書7の3枚目）

(ア) 当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、権利者個人の内心に関する情報であって、当該権利変換計画に対する率直な意見や財産の処分内容に関する意向等であると認められることから、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 同号ただし書アにおいては、条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるときは、当該情報を開示しなければならないとされているところ、審査請求人は、上記ア（イ）記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、当該情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記ア（エ）及び（オ）において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

なお、同号ただし書イ及びウにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、同号の不開示情報から除く旨規定されているが、当該情報について同号ただし書イ及びウに該当すると認めるに足

りる事情は認められない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 法人の名称及び住所、借家権を与えられることとなる者の名称及び住所、宅地の所在、地番、地目及び地積、借地権の目的となっている宅地の所在、地番及び面積、建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要及び延べ面積、備考、宅地、借地権及び建築物の各価額並びに計、担保権等の登記に係る権利の種類及び内容並びに権利を有する者の名称及び住所、施設建築物の一部における専用部分の棟、階、番号、床面積、用途及び明細並びに共用部分の共有持分の店舗等共用及び全体共用、施設建築敷地の共有持分、建築施設の部分の価額の概算額並びに担保権等の登記に係る権利についての必要な定め（別表3の文書2の目次、1ページ、4ページ、6ページないし8ページ、文書5、文書8の3枚目ないし11枚目）

(ア) 当該情報は、施行区域内の権利者である法人の財産等に関する情報であって、本件行政文書に記載されているページの開示部分の内容から、当該法人は権利変換対象者であることが認められる。

なお、実施機関は、弁明書において、「借家権を与えられることとなる者の名称及び住所」を権利者法人情報に含めていないが、当該情報を公にすると、当該法人の借家権が明らかになることから、「借家権を与えられることとなる者の名称及び住所」は、権利者法人情報にも該当することが認められるので、下記オのほか、ここで判断することとする。

(イ) 条例第7条第3号においては、法人その他の団体（県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号ア及びイに掲げるものを不開示情報として規定されており、同号アにおいては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが不開示情報として規定されている。

(ウ) 審査請求人は、当該情報が不動産登記によって公示されていることから、当該情報を不開示とする理由はない旨主張している。

これに対し、実施機関は、当該情報は、施行区域内の権利者である法人に関する情報であって、法人からの申出を踏まえた権利の状況に関する情報であり、当該情報を公にすることにより、法人の自由な事業活動が阻害され、事業活動上の不利益を被るなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当することから、不開示とすべき情報であると主張している。

(エ) まず、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本

件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っており、当該登記簿には、権利変換対象者である法人の名称等が記載されていることが認められる一方、本件処分時点においては未だ当該登記が行われていない。

しかし、本件処分時点において登記が行われることが予定されていたこと及びその後当該登記簿に記載されるに至った権利者が権利変換対象者であることは明らかであることから、当該登記簿の記載により確認できる法人の名称、住所及び施設建築敷地の共有持分の情報並びに権利変換対象者が権利変換期日まで有していた土地及び建物に係る情報のうち登記簿の記載により確認できる宅地の所在、地番及び地目、建築物の所在及び家屋番号並びに担保権等の登記に係る権利の種類、内容並びに権利を有する者の氏名及び住所の情報は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、開示すべき情報と認められる。

(オ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第 83 条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記 (1) ア (エ) 及び (オ) において述べたところと同様に判断する。

(カ) よって、上記 (エ) で開示すべきとした情報以外の情報は、公になっているとはいえず、当該情報を公にすると、当該法人の有する財産及びその処分の内容並びに権利の内容が明らかとなることから、条例第 7 条第 3 号アに該当すると認められる。

イ 法人の名称及び住所、宅地の所在、地番、地目及び地積、建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要及び延べ面積、借地権の目的となっている宅地の所在、地番及び面積、借家権の目的となっている建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要及び延べ面積、その他の権利の種類及び内容、宅地、建築物、借地権、借家権及びその他の権利の各価額並びに計 (別表 3 の文書 3 の目次、1 ページ、8 ページ、16 ページ、19 ページ及び 20 ページ、37 ページないし 39 ページ)

(ア) 当該情報は、施行区域内の権利者である法人の財産等に関する情報であって、本件行政文書に記載されているページの開示部分の内容から、当該法人が転出者であることは明らかである。

よって、当該情報を公にすると、当該法人の有する財産及びその処分

の内容並びに権利の内容が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。

(イ) 審査請求人は、上記ア(ウ)記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、転出者に係る情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記(1)ア(エ)及び(オ)において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

ウ 法人の印影、施設建築敷地の価額の概算額及び計、施行者の採否並びに不採択の理由(別表3の文書1、文書6、文書7の1枚目ないし3枚目、7枚目)

(ア) 当該情報は、本件組合の財産及び内部における決定事項に関する情報であって、これを公にすると、本件組合の有する財産及び意思決定の内容等を開示することとなり、本件組合の自由な意思決定を阻害するおそれが生じることから、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記(1)ア(エ)及び(オ)において述べたところと同様に判断する。

(ウ) よって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

エ 法人の印影及び名称、組合員総数、出席者、議決権行使書出席、無効及び欠席者の氏名並びに数並びに施行者の採否(別表3の文書7の11枚目ないし17枚目)

(ア) 当該情報は、本件組合の総会議事録に関する情報であって、これを公にすると、本件組合の組織の構成や総会における審議内容を開示するこ

ととなることから、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 審査請求人は、上記ア(ウ)記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、当該情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第83条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記(1)ア(エ)及び(オ)において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

なお、本件処分において実施機関が示した別表2の「不開示部分」における「出席者、議決権行使書出席、無効及び欠席者の氏名並びに数」のうち「出席者の数」については、総会に出席した組合員の総数のほか、一部、出席者のうち議案に賛成した者の数及び反対した者の数（以下「賛成者及び反対者の数」という。）が含まれている。

そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、実施機関としては賛成者及び反対者の数はいずれも出席者の内数のため「出席者の数」との記載で足りると判断したとのことであったが、その記載で、審査請求人が賛成者及び反対者の数は不開示であると理解することは容易ではなく、本件通知の記載は、適当ではなかったと考える。

しかしながら、本件処分の当該部分を取り消し、実施機関に再度開示・不開示の判断をさせたとしても、当該部分に記載された内容が前記のとおりである以上、実施機関が再度不開示決定処分を行うことが予想されるため、審査請求人に再度審査請求を提起することを余儀なくさせることになりかねない。そうすると、本来迅速に行われるべき審査請求に対する判断を実質的に遅延させる結果をもたらしかねず、事案の早期解決という審査請求人の利益に反するおそれもあることから、審査会としては、前記のとおり実施機関が付した理由が不適切であったことを指摘すべきであるとしても、当該部分について実施機関の行った不開示決定は、結論において違法とまでいうことはできないものと判断する。

オ 借家権を与えられることとなる者の氏名又は名称及び住所、標準家賃の

概算額、家賃以外の借家条件の概要、建築施設の部分の帰属、譲渡又は賃貸の別、譲受人又は賃借人の決定方法、その他及び備考並びに施設建築物の一部における専用部分の床面積（別表 3 の文書 5、文書 8 の 3 枚目ないし 11 枚目）

(ア) 当該情報は、本件組合の財産及び権利に関する情報であって、これを公にすると、本件組合の有する財産及びその処分の内容を開示することとなることから、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、実施機関は、弁明書において「施設建築物の一部における専用部分の床面積」を権利者法人情報であるとしているが、文書 8 の 3 枚目ないし 11 枚目については、権利者法人情報に該当するほか、事業施行者法人情報にも該当すると認められるので、上記アのほか、ここで判断することとする。

(イ) 審査請求人は、上記ア（ウ）記載のとおり、当該情報について不開示とする理由はない旨主張している。

(ウ) しかし、施行区域内の土地の登記簿を複数確認したところによると、本件組合は、〇〇〇年〇月〇日付けで権利変換に係る土地の登記を行っているが、当該登記簿には、当該情報は記載されていない。

(エ) また、審査請求人は、本件行政文書が法第 83 条の規定により〇〇〇〇年〇月〇日から〇月〇日までの間黒塗りの部分なしに縦覧させた文書であり開示すべきである旨、また、本件行政文書について市議会及び市特別委員会において論議され議事録が公開されており新聞等でも報道されていることから不開示とする理由はない旨主張している。

しかし、これらの主張については、上記（1）ア（エ）及び（オ）において述べたところと同様に判断する。

(オ) よって、当該情報は、条例第 7 条第 3 号アに該当すると認められる。

ただし、建築施設の部分の帰属については、法第 77 条第 4 項の規定により、事業施行者に帰属するよう定めることとされていることから、開示すべき情報である。

3 条例の行政文書開示請求権について

審査請求人は、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定の適用は、条例第 1 条に定められている目的及び条例第 3 条に定められている開示請求者の権利によって制限されるものであり、不開示の理由は失当である旨主張している。

確かに、開示請求に対し開示・不開示の判断を行うに当たっては、条例第 1 条及び第 3 条に定められている条例の目的並びに解釈及び運用の指針を十分に

踏まえつつ、第7条各号の不開示情報の該当性について検討すべきである。

しかし、上記2で検討したとおり、本件行政文書に記載されている情報は、別表1に掲げる部分を除き、条例第7条第2号又は第3号に該当するものであることから、実施機関が同号を理由に不開示としたことが失当であるとはいえない。

4 条例第9条の該当性について

審査請求人は、審査請求書において「〇〇〇〇〇〇〇〇の再開発事業は、多額の税金を投入するものであり、その情報について、行政機関は開示を原則とすべきである。」と主張し、また、反論書において「市長が市議会で表明した事業費は、増額を含めて総額〇〇〇億円となる。・・・この〇〇〇億円は全て国民・市民の税金であり、その内容は公にすることが必要な情報である。」とした上で、条例第9条の規定を摘示しているので、同条の該当性について検討することとする。

同条に定められている公益上の理由による裁量的開示は、不開示とすることにより保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認めるときに、実施機関の高度な行政判断により、行うことができるものであるところ、本件処分により不開示としたことにより保護される利益を上回る公益上特別の理由があるとは認められない。

よって、実施機関が本件開示請求に対し裁量的開示をしなかったことが失当であるとはいえない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年 4月10日	諮問受理
令和2年 6月29日	審査（令和2年度第1回審査会第一部会）
令和2年 7月29日	審査（令和2年度第2回審査会第一部会）
令和2年11月20日	審査（令和2年度第4回審査会第一部会）
令和2年12月23日	審査（令和2年度第5回審査会第一部会）
令和3年 2月24日	審査（令和2年度第7回審査会第一部会）
令和3年 9月 1日	審査（令和3年度第4回審査会第一部会）

別表 1

行政文書の名称	行政文書の部分		開示すべき部分
<p>〇〇〇〇年〇月、茨城県に対して、〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合が提出（〇〇市長が進達）した権利変換計画の認可申請書類一式（全て）</p>	1. 権利変換計画書	<p>権利変換計画書 （一） 目次</p>	<p>○ 個人の氏名 （ 3 行目、4 行目、6 行目、7 行目、9 行目、11 行目及び13 行目ないし16 行目 ） ○ 法人の名称（2 行目及び5 行目）</p>
	1. 権利変換計画書	<p>権利変換計画書 （一） 2 ページ及び3 ページ並びに5 ページないし12 ページ</p>	<p>○ 個人の氏名（上段左から1 列目） ○ 住所（同2 列目） ○ 宅地の所在及び地番並びに地目（同5 列目及び6 列目） ○ 建築物の所在及び家屋番号（同10 列目及び11 列目） ○ 担保権等の登記に係る権利の種類、内容並びに権利を有する者の氏名及び住所（下段左から1 列目ないし4 列目） ○ 施設建築敷地の共有持分（同14 列目）</p>
	1. 権利変換計画書	<p>権利変換計画書 （一） 1 ページ及び4 ページ</p>	<p>○ 法人の名称（上段左から1 列目） ○ 住所（同2 列目） ○ 宅地の所在及び地番並びに地目（同5 列目及び6 列目） ○ 建築物の所在及び家屋番号（同10 列目及び11 列目） ○ 担保権等の登記に係る権利の種類、内容並びに権利を有する者の氏名及び住所（下段左から1 列目ないし4 列目） ○ 施設建築敷地の共有持分（下段左から14 列目（括弧内は除く。））</p>
	1. 権利変換計画書	<p>権利変換計画書 （六）</p>	<p>○ 建築施設の部分の帰属（左から15 列目）</p>

別表 2

行政文書の名称	不開示部分	不開示理由
<p>〇〇〇〇年〇月、茨城県に対して、〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合が提出（〇〇市長が進達）した権利変換計画の認可申請書類一式（全て）</p>	<p>個人の氏名、住所、宅地の所在及び地番、地目、地積、借地権の目的となっている宅地の所在及び地番、面積、建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積及び備考、宅地・借地権・建築物の各価額及び計、担保権等の登記に係る権利の種類、内容及び権利を有する者の氏名、住所、施設建築物の一部における専用部分の棟、階、番号、床面積、用途及び明細並びに共用部分の共有持分の店舗等共用、全体共用、施設建築敷地の共有持分、建築施設の部分の価額の概算額、担保権等の登記に係る権利についての必要な定め、借家権の目的となっている建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積、その他の権利の種類、内容、宅地・建築物・借地権・借家権及びその他の権利の各価額及び計、意見書の提出者氏名、権利の種類、意見書提出日及び意見書の概要、個人の自筆部分及び印影</p>	<p>条例第7条第2号該当</p>
	<p>法人の印影、法人の名称、住所、宅地の所在及び地番、地目、地積、借地権の目的となっている宅地の所在及び地番、面積、建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積及び備考、宅地・借地権・建築物の各価額及び計、担保権等の登記に係る権利の種類、内容及び権利を有する者の名称、住所、施設建築物の一部における専用部分の棟、階、番号、床面積、用途及び明細並びに共用部分の共有持分の店舗等共用、全体共用、施設建築敷地の共有持分、建築施設の部分の価額の概算額、担保権等の登記に係る権利についての必要な定め、借家権の目的となっている建築物の所在、家屋番号、用途、構造の概要、延べ面積、その他の権利の種類、内容、宅地・建築物・借地権・借家権及びその他の権利の各価額及び計、借家権を与えられることとなる者の氏名又は名称、住所、標準家賃の概算額、家賃以外の借家条件の概要、建築施設の部分の帰属、譲渡し、又は賃貸しの別、譲受人又は賃借人の決定方法、その他及び備考、施設建築敷地の価額の概算額及び計、施行者の採否、不採択の理由、組合員総数、出席者、議決権行使書出席、無効及び欠席者の氏名並びに数</p>	<p>条例第7条第3号該当</p>

別表 3

文書番号	行政文書の名称	行政文書のうち「第5 審査会の判断」の「3 本件処分の開示・不開示の判断の妥当性について」における該当箇所
文書 1	〇〇〇〇年〇月、茨城県に対して、〇〇〇〇〇〇〇市街地	〇〇〇〇〇〇〇〇第一種市街地再開発事業権利変換計画認可申請書（〇〇〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号）
文書 2	再開発組合が提出	権利変換計画書（一）
文書 3	（〇〇市長が進達）	権利変換計画書（二）
文書 4	した権利変換計画の	権利変換計画書（三）
文書 5	認可申請書類一式	権利変換計画書（六）
文書 6	（全て）	権利変換計画書（七）
文書 7		2. 都市再開発法施行規則第26条各号に掲げる書類
文書 8		3. 配置設計図